

米代川地域森林計画変更計画書

(米代川森林計画区)

計画期間 [自 平成 25 年 4 月 1 日]
[至 平成 35 年 3 月 31 日]

(平成26年12月変更)

秋 田 県

変更事項及び理由

- 1 計画の対象とする森林の区域
 - ・森林の区域の異動により市町村別の森林面積に増減があるため、森林資源の適正な把握のため地域森林計画対象森林を変更
- 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - 森林整備及び保全の基本方針
 - ・秋田県水源森林地域の保全に関する条例に基づく「水源森林地域」の整備及び保全に関する基本指針を追加変更
- 3 森林の整備に関する事項
 - 人工造林に関する指針
 - ・人工造林の植栽本数に1, 500～2, 100本を追加
 - 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
 - ・一般材の生産目標に2, 100本を追加し、表のスタイルを変更
 - 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
 - ・秋田県林内路網の整備の促進に関する条例に基づく考え方を追加
 - 林業に従事する者の養成及び確保に関する指針
 - ・秋田林業大学校を活用した林業就業者の育成を追加
- 3 森林の保全に関する事項
 - 森林の土地の保全に関する事項
 - ・保安林等制限林の異動により市町村別の面積を変更
 - 森林の保護に関する事項
 - ・ナラ枯れとニホンジカに対する被害対策を追加
- 4 計画量等
 - 林道の開設又は拡張に関する計画
 - ・林道事業として実施する路線があるため、追加変更
 - 保安林整備及び治山事業に関する計画
 - ・保安林として管理する区域があるため、追加変更
 - ・保安林を解除する区域があるため、追加変更

目 次

II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
(1)	森林の整備及び保全の目標	2
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	2
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	2
2	その他必要な事項	3
第3	森林の整備に関する事項	2
1	森林の立木竹の伐採に関する事項	2
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	2
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	2
(3)	その他必要な事項	2
2	造林に関する事項	2
(1)	人工造林に関する指針	2
(2)	天然更新に関する指針	3
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	3
(4)	その他必要な事項	3
3	間伐及び保育に関する事項	3
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	4
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	4
(3)	その他必要な事項	4
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	4
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	4
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	4
(3)	その他必要な事項	4
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	4
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	5
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	5
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	5
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	5
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	5
(6)	その他必要な事項	5

6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化 その他森林施業の合理化に関する事項	5
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針 及び森林施業の共同化に関する方針	5
	(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	5
	(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	6
	(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	6
	(5) その他必要な事項	6
第4	森林の保全に関する事項	6
1	森林の土地の保全に関する事項	6
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき 森林の地区	6
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある 森林及びその搬出方法	7
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	7
	(4) その他必要な事項	7
2	保安施設に関する事項	7
	(1) 保安林の整備に関する事項	7
	(2) 保安施設地区に関する事項	7
	(3) 治山事業に関する事項	7
	(4) 特定保安林の整備に関する事項	7
	(5) その他必要な事項	7
3	森林の保護に関する事項	7
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	7
	(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	7
	(3) 林野火災の予防の方針	8
第5	保健機能森林の整備に関する事項	8
1	保健機能森林の区域の基準	8
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	8
	(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	8
	(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	8
	(3) その他必要な事項	8
第6	計測量等	9
1	伐採立木材積	9
2	間伐面積	9
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	9
4	林道の開設又は拡張に関する計画	9
	(1) 市町村別内訳表	9
	(2) 箇所別内訳表	10
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	19
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	19

	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	20
	(3) 実施すべき治山事業の数量	20
6	要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期	20
第7	その他必要な事項	20
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	20
2	その他必要な事項	20

別表6 水源森林地域の所在及び面積

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

区 分		面 積 (ha)	備 考	
総 数		174,802	()内は 旧市町村名	
市 町 村 別 内 訳	市町村名			
	鹿角市	20,667		
	小坂町	4,165		
	大館市	(大 館 市)	14,324	
		(比 内 町)	7,704	
		(田 代 町)	7,917	
		合計	29,945	
	北秋田市	(鷹 巣 町)	13,241	
		(森 吉 町)	8,897	
		(阿 仁 町)	13,310	
		(合 川 町)	4,627	
	合計	40,075		
	上小阿仁村	6,503		
	能代市	(能 代 市)	9,167	
		(二 ツ 井 町)	7,020	
		合計	16,187	
	藤里町	7,035		
	三種町	(琴 丘 町)	5,944	
		(山 本 町)	4,395	
		(八 竜 町)	638	
		合計	10,977	
	八峰町	(八 森 町)	6,784	
		(峰 浜 村)	7,950	
合計		14,734		
男鹿市	(男 鹿 市)	9,384		
	(若 美 町)	846		
	合計	10,230		
潟上市	(天 王 町)	738		
	(昭 和 町)	1,755		
	(飯 田 川 町)	364		
	合計	2,857		
五城目町	9,182			
八郎潟町	305			
井川町	1,574			
大潟村	369			

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
 3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林整備課及び鹿角、北秋田、山本、秋田地域振興局農林部森づくり推進課です。
 4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

変更なし

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

水源涵養機能に「水源森林地域」の整備及び保全の基本方針を追加します。

森林の区分	森林の整備及び保全の基本方針
<p style="text-align: center;">かん 水源涵養機能森林</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
<p style="text-align: center;">水源森林地域</p>	<p>水源森林地域は、水源かん養保安林、市町村森林整備計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、市町村の意見を踏まえて指定することとします。</p> <p>指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととします。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

変更なし

2 その他必要な事項

変更なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

変更なし

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

変更なし

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 人工造林の植栽本数

植栽本数は、下表の植栽本数を標準として、生産材の目標、伐期等を勘案し次のとおりとします。

樹種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
スギ	疎密度仕立て（収量比数0.5）	1,500～2,100
	疎～中庸密度仕立て（収量比数0.6）	～2,500
	中庸密度仕立て（収量比数0.7）	～3,000

(2) 天然更新に関する指針

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

変更なし

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

変更なし

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

変更なし

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」の指針は、森林計画区の標準的な森林の立地条件、既往の間伐方法等を勘案し、森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数方法等を次表のとおりとします。なお、1回当たりの間伐率は概ね30%とします。

生産目標	主伐までの目標
良質材生産	節などの形質の悪い木がない良質な小～中径材の生産を目指す
一般材生産	植栽や間伐のコストを抑えて、低コストな生産を目指す
大径材生産	天然秋田スギの代替えになるような良質な大径材の生産を目指す

樹種	生産目標 (植栽本数)	伐期 (年)	仕立て方 法	間伐の時期 (年)							備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
スギ	良質材生産 (3,000本)	50	中庸密度 仕立	11~15	21~25	26~30	31~35	36~40			
		80		11~15	21~25	26~30	31~35	41~45	51~55	61~70	
	一般材生産 (3,000本)	50	中庸密度 仕立	16~20	21~25	26~30	36~40				初回は 除伐
		80		16~20	21~25	26~30	36~40	51~60			
	一般材生産 (2,500本)	50	中庸~疎 密度仕立	16~25	26~30	36~40					初回は 除伐
		80		16~25	26~30	41~45	56~65				
一般材生産 (2,100本)	50	疎密度仕 立	16~25	31~40						初回は 除伐	
	80		16~25	31~40	46~55	56~65					
大径材生産 (3,000本)	100 以上	中庸密度 仕立	16~20	21~25	26~30	36~40	51~60	66~75	81~90	初回は 除伐	

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

変更なし

イ 森林施業の方法に関する指針

変更なし

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」を達成するため、路網の骨格としての林道や森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を推進することとします。特に、平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき県が定める林道路網整備計画と市町村森林整備計画の整合性に配慮することとします。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

変更なし

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

変更なし

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

変更なし

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

変更なし

(6) その他必要な事項

変更なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

変更なし

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業従事者の養成・確保のため、新たな研修機関である「秋田林業大学校」を活用した高い技術と知識を持った林業就業者の育成とキャリア形成支援、並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保及び事業量の安定確保など雇用条件の改善に努めるものとします。

また、林業労働従事者の確保においては、秋田県林業労働対策基金等の有効活用を図り、就労環境の整備や就労条件の改善により雇用の定着を促進する必要があります。

森林組合を中心とする林業事業体を育成するためには、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤の強化等を促進するなど体質強化を図るものとします。

また、林業労働力確保支援センターや流域林業活性化センター等との連携により各種制度を活用し、労働条件の改善や新しい生産・作業システムの導入を促進します。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

変更なし

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

変更なし

(5) その他必要な事項

変更なし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質の変更に当たって水資源の涵養、土砂の流出、崩壊防止上特に林地の保全に留意すべき森林を地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案して次のとおり定めます。

ア 市町村別面積

単位:ha

区分	面積	留意すべき事項
総数	48,166	
鹿角市	5,585	1. 保安林等制限林 制限林については、制限林の施業方法によるものとします。 2. その他の地域 森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊防止に留意するものとします。
小坂町	1,664	
大館市	8,647	
北秋田市	8,678	
上小阿仁村	1,147	
能代市	3,232	
藤里町	2,117	
三種町	2,134	
八峰町	8,645	
男鹿市	4,357	
潟上市	726	
五城目町	868	
八郎潟町	-	
井川町	-	
大潟村	366	

注) 森林の地区は、制限林の種類別面積と同一です。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

変更なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

変更なし

(2) 保安施設地区に関する方針

変更なし

(3) 治山事業に関する方針

変更なし

(4) 特定保安林の整備に関する事項

変更なし

(5) その他必要な事項

変更なし

3 森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交の育成複層林の造成等行うとともに、日常の管理を通じて防除対策の充実に努めることとします。

特に、松くい虫による被害については、被害抑制のため健全な松林の整備と防除対策の重点化等地域や被害程度に応じた被害対策を進めるとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び将来的には抵抗性を有するマツ又は他樹種への計画的な転換を図ることとします。この実施に当たっては、地域住民の憩いの場でもある海岸松林の保全・再生に向け、ボランティア等との協働により対策を推進することとします。

また、ナラ枯れ被害については、徹底した監視を行うとともに、市町村と連携し保全すべきナラ林を特定し、被害対策を推進します。その他のナラ林については、資源としての利活用を促進し、ナラ枯れに強い若い森林に更新するよう普及啓発を行います。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策等との連携を図り、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備及び保全を図ることとします。

なお、ニホンジカについては県内各地で目撃が報告されていることから、関係行政機関

でニホンジカに関する情報収集と共有化を図ることとしています。

(3) 林野火災の予防の方針

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

1 保健機能森林の区域の基準

変更なし

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

変更なし

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

第6 計画量等

1 伐採立木材積

変更なし

2 間伐面積

変更なし

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

変更なし

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 市町村別内訳表

単位（延長：km、面積：ha）

区 分	開 設			拡 張			備 考
	路線数	延 長	利用面積	改 良 箇所数	舗 装		
					路線数	延 長	
総 数	129	334.8	26,667	187	42	123.6	
前半5カ年の 計画量	55	159.3	13,528	101	23	57.7	
後半5カ年の 計画量	74	175.5	13,139	86	19	65.9	
鹿角市	21	49.8	5,484	42	5	9.5	
小坂町				3	1	2.4	
大館市	23	38.1	4,820	32	4	9.5	
北秋田市	18	38.9	2,944	54	15	54.3	
上小阿仁村	4	7.5	269	17	1	3.0	
能代市	19	43.8	2,166	3			
藤里町	5	16.2	580	4	2	0.8	
三種町	14	30.8	1,095	9	2	6.1	
八峰町	8	34.5	4,774	5	5	24.0	
男鹿市	2	10.5	373	1	2	1.5	
潟上市	3	18.7	696	1			
八郎潟町				1	1	1.4	
五城目町	10	39.8	3,139	11	4	11.1	
井川町	2	6.2	327	1			
大潟村							
合 計	129	334.8	26,667	184	42	123.6	

注) 前半5カ年の路線数及び利用面積には、前期・後期にまたがる路線も含む。

(2) 箇所別内訳表 (開設/新設・改築)

単位 (延長 : km、面積 : ha)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	(延長)	(利用区 域面積)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考	
			旧市町村							
自動車道	林業専用道	鹿角市		上山黒沢	5.0	690				
				鹿角安比	4.0	590				
				大楽前	7.1	1,661				
				瀬田石	1.0	191	○			
				下折戸	2.1	67	○			
				十文字	3.6	97	○			
				男平土筆森	1.0	233	○			
				熊沢	1.0	388	○			
				永田	1.0	154	○			
				妻ノ神	1.0	114	○			
				毛馬内沢	1.0	232	○			
				堀内	0.8	103	○			
				谷内	1.0	195	○			
				腰廻	3.2	209				
				鳥姥	2.3	53	○			
				神の沢	1.7	79				
				田の沢	2.0	70				
				長牛	2.5	102				
				折ヶ島	3.0	139				
				石鳥谷	3.0	84				
				根瀬	2.5	33				
		小計		21	49.8	5,484	11			
		林業専用道	大館市	大館市	八幡下	2.7	117	○		
					滝ノ沢	2.3	78	○		
					鯉沢	1.5	93			
					山新	4.0	1,550	○		
					上茂内	4.0	825			
					釈迦池	2.0	210			
					城ヶ森	2.0	340			
					大明神	2.2	88			
					猿間	2.0	210			
					比内町			館ヶ沢	2.0	90
		金山	1.8	44						
		三階滝	0.6	34						
	柄井沢	1.0	110							
	南長内沢	0.8	33							
	只越	0.5	35							
	大沢	2.7	230							
	滝沢	1.3	73							
	林業専用道									

自動車道	大館市	比内町	東休閒内沢	1.3	77				
			ザッピ内	0.6	164				
		田代町	二度突	0.7	32	○			
			大橋	0.8	30	○			
			大石渡沢	0.7	43				
			長坂本郷	0.6	314				
		小計		23	38.1	4,820	5		
	林業専用道	北秋田市	鷹巣町	坊川	2.0	357	○		
	林業専用道			湯繰舟沢	2.5	193	○		
	林業専用道			長根沢	1.3	35	○		
	林業専用道			長根沢支線	1.0	35	○		
	林業専用道			根仮戸	1.0	91	○		
	林業専用道	北秋田市	森吉町	惣内	2.0	175			
				大滝沢	0.8	35			
				天館	1.7	35			
				惣内滝の上	5.8	266			
				浦田	3.0	332			
				新屋布	1.0	36			
				神仏	0.8	60			
				白坂	0.5	35			
				阿仁町	高畑台	1.0	49		
			段ノ上	2.0	56				
	林業専用道	北秋田市	合川町	佐山	4.0	550			
				太平佐山	3.5	150			
	林業専用道	合川町	羽根山	5.0	454	○			
	小計		18	38.9	2,944	6			
	林業専用道	上小阿仁村		春沢	1.2	30	○		
	中山			2.5	74				
	樋ノ沢			3.0	94				
	多々羅沢支			0.8	71				
小計		4	7.5	269	1				
林業専用道	能代市	能代市	大森	2.2	64	○			
			鳥屋沢	1.0	47				
			砂子田	3.0	110				
			大田表	2.8	75				
			新屋敷	2.8	140				
			四ツ屋	3.0	130				
林業専用道			高森	1.7	65	○			
林業専用道			大平下	2.5	89	○			
		大柄	3.0	145	○				
		二ツ井町	種・荷上場	0.5	156	○			
	二ツ井町	西ノ沢小滝	4.5	248	○				

自動車道	能代市	二ツ井町	舟打沢連絡	2.0	77				
			中ノ沢	2.0	70				
			鳥屋下	2.0	38				
			種・梅内	2.0	395	○			
			猿田沢・久沢	2.0	100				
			八兵衛	2.0	80				
			梅内沢	2.0	52	○			
			杉ノ岱	2.8	85	○			
		小計	19	43.8	2,166	9			
	林業専用道	藤里町		高石沢	2.5	74	○		
				素波里	7.0	75			
				釜谷	2.3	143	○		
				孫惣岱・寺沢	4.4	288	○		
				真土上岱	1.1	18	○		
		小計	5	16.2	580	4			
	林業専用道	三種町	琴丘町	山居	3.3	136	○		
				西又	2.0	56			
				第三百川	2.0	137			
				西又岱	2.0	66			
				落合	2.0	54			
				小新沢	2.0	87			
				第二茨島	2.0	64			
				猿田大沢	0.4	19	○		
		山本町	志戸橋	2.4	112	○			
			赤川	3.0	131				
			大堤沢	3.8	75				
			豊岡	4.0	108				
			中野	1.0	31				
添畑			0.9	19	○				
	小計	14	30.8	1,095	4				
林業専用道	八峰町	八森町	泊沢	2.0	1,487				
			峰浜村	下大台	2.5	188	○		
				大山前	3.0	200			
				小割沢	3.0	110			
		峰浜		19.7	2,610	○			
		山城台	2.4	47	○				
		里石	1.0	66	○				
		里石2	0.9	66	○				
	小計	8	34.5	4,774	5				
林業専用道	男鹿市	男鹿市	丸森	5.5	155	○			
			仁井山	5.0	218				
		小計	2	10.5	373.0	1			

自動車道	林業専用道	潟上市	昭和町	大沢	5.0	211	○			
				北坂	7.7	182	○			
				豊川山田岡井戸	6.0	303	○			
		小計		3	18.7	696	3			
	林業専用道	五城目町			小野台	2.0	70			
					森山猿田沢	3.0	696	○		
					五秋蛇喰	2.5	944	○		
					猿田沢	7.0	269			
					湯ノ又	7.4	329	○		
					大畑	7.0	238	○		
					浅見内	4.9	273	○		
					沢内	2.0	100			
					小林	2.0	70			
					野鳥の森	2.0	150			
		小計		10	39.8	3,139	5			
	林業専用道	井川町			大菅生沢	1.2	44			
					菅生沢	5.0	283	○		
					小計		2	6.2	327	1
	合 計				129	334.8	26,667	55		

注)

- 1 終点側の林道は路線数として数えない。
- 2 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/改良)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	改 良 箇 所 数	前 半 5 年 の 計 画 箇 所	図 面 番 号	備 考	
			旧市町村						
自動車道		鹿角市		長根	1	○			
				堀内	10	○			
				鴫割石	8	○			
				長嶺熊沢	2	○			
				尾去沢・休閒	2				
				甘露	3				
				黒沢頭	2				
				下水沢	4	○			
				上山田	3	○			
				大沢	3	○			
				歌内沢	1				
				割石	2	○			
				熊沢	1	○			
		小計		13	42	9			
		小坂町		鴫割石	3				
		小計		1	3	0			
		大館市			山館	2			
					萱仮戸沢	1			
			比内町	奥見内	1	○			
				二又	2				
				薬師森	1	○			
				根堀沢	4				
				大葛	2	○			
				尾去沢休閒内	5	○			
			田代町	大館蛭沢	8				
				円学	1				
		大岱高岨		2	○				
		田代相馬		3	○				
		小計		12	32	6			
		北秋田市	鷹巣町	岩谷	3				
				奥見内	3	○			
				鷹森	3				
				根小屋沢	3				
前山滝の沢	2								
岩堰根	1								
浦支内	5			○					

自動車道		北秋田市	森吉町	浦支内支	1				
				惣内	3	○			
				大滝沢	3				
				大森	3				
				長野沢	2				
				上惣内	1				
				差川	1				
			阿仁町	小様	1	○			
				中佐山	2				
				熊鷹	2	○			
				十二ノ沢支	3				
				小倉沢	1	○			
				根子	2				
				馬見長根	4				
			合川町	上の山	1				
				木畑沢	1				
				羽根沢	2				
				関の沢	1				
				孫七山	1				
				芹沢	1				
				根小屋沢	1				
		小計				28	57	6	
		上小阿仁村		仏社	2	○			
				春沢	6	○			
				田の沢	1				
				長信田	3	○			
				上合地	1	○			
				黒滝	3				
				祝の沢	1	○			
		小計				7	17	5	
		能代市	能代市	常盤	1	○			
				幟山	1	○			
母体	1			○					
小計				3	3	3			
藤里町		西薄井沢	4	○					
小計				1	4	1			
三種町	琴丘町	琴丘陵	9	○					
小計				1	9	1			

自動車道	八峰町	八森町	水の目	1	○		
			池の台	2	○		
		峰浜村	塙	1			
			水沢山	1	○		
	小計		4	5	3		
	男鹿市		増川	1			
	小計		1	1	0		
	潟上市		五秋	1	○		
	小計		1	1	1		
	五城目町		中村	1	○		
			上滝ノ下	1			
			家ノ沢	1	○		
			馬場目稜	1	○		
			富津内稜	3			
			五秋	4	○		
	小計		6	11	4		
	八郎潟町		雨池	1	○		
	小計		1	1	1		
	井川町		宇治木沢	1			
	小計		1	1	0		
合 計			80	187	40	0	

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/舗装)

単位 (延長 : km)

種 類	(区分)	位 置		路 線 名	(延長)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考	
			旧市町村						
自動車道		鹿角市		鴫割石	5.5				
				長嶺熊沢	1.0	○			
				尾去沢休閒内	1.0				
				小豆沢	1.0	○			
				割石	1.0	○			
		小計	5	9.5	3				
		小坂町			鴫割石	2.4			
		小計	1	2.4	0				
		大館市	大館市		大館蛭沢	0.1	○		
					大滝	0.2			
			比内町		平内沢	6.0	○		
			田代町		円学	3.2	○		
		小計	4	9.5	3				
		北秋田市	鷹巣町		奥見内	1.0	○		
					根小屋沢	4.0			
					前山滝の沢	1.0			
					岩堰根	0.5			
					横湊中屋敷	0.9			
			森吉町		大森	9.8			
					鷹森	3.3			
					惣内	1.8	○		
					小又	0.2	○		
			阿仁町		宝附	3.1			
					阿仁	12.7	○		
					根子	3.0			
					土平	0.3			
					栩木沢	12.0			
			合川町			上の山	0.7		
		小計	15	54.3	4				
		上小阿仁村			春沢	3.0	○		
		小計	1	3.0	1				
		藤里町		前山滝の沢	0.4	○			
上薄井沢	0.4			○					
小計	2	0.8	2						

自動車道	三種町	琴丘町	井戸下田	3.9	○		
			鹿渡渉	2.2	○		前期1.1km
	小計		2	6.1	2		
	八峰町	八森町	八代沢	3.7	○		
			湯の沢	8.8	○		前期5.4km
			泊沢	5.8			
		峰浜村	水沢山	3.0	○		前期1.5km
			塙	2.7	○		
	小計		5	24.0	4		
	男鹿市		北浦	0.4	○		
			増川	1.1			
	小計		2	1.5	1		
	五城目町		富津内稜	3.5			
			猿田沢	3.0	○		
			黒土	1.8			
			天池	2.8	○		
			小計	4	11.1	2	
	八郎潟町		天池	1.4	○		
	小計		1	1.4	1		
	合 計			42	123.6	23	

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

- ② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指 解 除 別	種 類	森林の所在			面 積		指定を必要とする理由	
		市町村	旧市町村	区域		前半5カ年の 計画面積		
指 定	水源涵養	鹿角市	鹿角市	八幡平	750	750	水源の涵養	
		大館市	大館市	長走 山館 猿間 柄沢 芦田子				
		北秋田市	鷹巣町	今泉				
			阿仁町	戸島内 荒瀬				
		能代市	能代市	天内 小掛				
		五城目町	五城目町	内川浅見内				
井川町	井川町	井内						
指 定	災害防備	鹿角市	鹿角市	十和田錦田 十和田大湯	459	459	土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 飛砂の防備 防風の防備 干害の防備 なだれ等の防備	
		小坂町	小坂町	上向				
		大館市	大館市	道目木				
			比内町	小坪沢				
		北秋田市	田代町	外川原				
			森吉町	森吉				
		阿仁町	浦田	真木沢 鉦山 伏影 比立内				
			荒瀬					
		能代市	能代市	常盤 檜山 外割田				
			二ツ井町	仁鮎 田代 梅内 切石				
		藤里町	藤里町	藤琴				
		三種町	山本町	上岩川				
		八峰町	峰浜村	石川				
		男鹿市	男鹿市	船川港小浜				船川港船川島 船川港船川 船川港 船川港女川 船川港仁井山 船川港椿 船越 脇本富永
				船川港				
潟上市	昭和町	豊川岡井戸						
五城目町		内川黒土 富津内中津又						
合 計				1,209	1,209			

指 解 除 別	種 類	森林の所在			面 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 面 積	解 除 を 必 要 と す る 理 由
		市 町 村	旧 市 町 村	区 域			
解 除	水 源 涵 養	鹿角市、小坂町、大館市			5	3	公 益 上 の 理 由 指 定 理 由 の 消 滅
		北秋田市、能代市、八峰町					
		男鹿市、潟上市					
	災 害 防 備	鹿角市、小坂町、大館市			5	3	
		北秋田市、能代市、藤里町、三種町					
		八峰町、男鹿市、潟上市、大潟村					
保 健 ・ 風 致	能代市、八峰町、藤里町、三種町			5	3		
	男鹿市、潟上市						
合 計					15	9	

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

変更なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

変更なし

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

変更なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

変更なし

2 その他必要な事項

変更なし

別表6 水源森林地域の所在及び面積

市 町 村	名 称	指 定 の 区 域	指定面積 (ha)
鹿角市	鹿角市水源森林地域	鹿角市4林班から5林班まで、7林班、9林班、12林班から14林班まで、17林班、21林班から22林班まで、30林班、37林班から44林班まで、56林班から58林班まで、66林班、70林班から71林班まで、91林班から92林班まで、94林班から95林班まで、107林班、110林班、116林班、124林班から125林班まで、127林班から133林班まで、135林班から138林班まで、141林班、145林班から147林班まで、149林班、154林班、157林班、159林班、162林班、164林班から167林班まで、181林班、186林班から191林班まで、196林班、198林班	8,403
小坂町	小坂町水源森林地域	小坂町2林班、7林班から11林班まで、13林班から14林班まで、16林班から18林班まで、25林班から33林班まで、37林班から41林班まで、43林班	2,805
大館市	大館市(大館地区)水源森林地域	大館市2林班、13林班、17林班から18林班まで、22林班、24林班から26林班まで、29林班から42林班まで、58林班から60林班まで、63林班、68林班から69林班まで、71林班から73林班まで、75林班から76林班まで、83林班、95林班、97林班、100林班、102林班、105林班から106林班まで、108林班、113林班、116林班から118林班まで、120林班から121林班まで、124林班、126林班、129林班から134林班まで、138林班、148林班、152林班、154林班から155林班まで、159林班から163林班まで、167林班、169林班、179林班	6,307
	大館市(比内地区)水源森林地域	比内町17林班から18林班まで、20林班から24林班まで、49林班から53林班まで、58林班から67林班まで、69林班、71林班、73林班、83林班、87林班から88林班まで、97林班、99林班、101林班、104林班から105林班まで、107林班から108林班まで	3,125
	大館市(田代地区)水源森林地域	田代町13林班、23林班、30林班、33林班から39林班まで、48林班から49林班まで、54林班から56林班まで、60林班、63林班から64林班まで、70林班から71林班まで、73林班から81林班まで、93林班から94林班まで、101林班、106林班	2,639
北秋田市	北秋田市(鷹巣地区)水源森林地域	鷹巣町3林班から5林班まで、7林班、15林班、17林班、24林班から25林班まで、66林班、68林班、71林班、121林班、128林班から130林班まで、142林班から143林班まで、148林班	1,652
	北秋田市(森吉地区)水源森林地域	森吉町36林班、40林班、51林班、56林班から71林班まで、86林班	2,908

市 町 村	名 称	指 定 の 区 域	指定面積 (ha)
北秋田市	北秋田市(阿仁地区) 水源森林地域	阿仁町 5 林班から14林班まで、22林班から28林班まで、30林班、35林班、37林班から39林班まで、44林班から51林班まで、55林班から56林班まで、58林班、70林班から72林班まで、79林班、90林班、115林班	6,168
	北秋田市(合川地区) 水源森林地域	合川町 6 林班、11林班から12林班まで、17林班、47林班、56林班から60林班まで	825
上小阿仁村	上小阿仁村水源森林地域	上小阿仁村 9 林班、15林班から18林班まで、24林班から25林班まで、27林班から28林班まで、50林班から55林班まで	1,784
能代市	能代市(能代地区) 水源森林地域	能代市 9 林班、19林班、32林班から38林班まで、56林班から68林班まで、76林班、79林班、98林班、135林班	2,096
	能代市(二ツ井地区) 水源森林地域	二ツ井町60林班、67林班、70林班、75林班、77林班から79林班まで	737
八峰町	八峰町(八森地区) 水源森林地域	八森町 1 林班、4 林班、7 林班から10林班まで、34林班から40林班まで、74林班から75林班まで	1,346
	八峰町(峰浜地区) 水源森林地域	峰浜町 3 林班から 4 林班まで、6 林班、8 林班から29林班まで、38林班、45林班から71林班まで、78林班から85林班まで、89林班、91林班から94林班まで	6,344
三種町	三種町(琴丘地区) 水源森林地域	琴丘町 4 林班、10林班、28林班から30林班、32林班、50林班、65林班、78林班から79林班まで	831
	三種町(山本地区) 水源森林地域	山本町15林班、17林班から18林班まで、32林班、39林班から44林班まで、47林班、49林班から53林班まで、60林班、63林班、66林班から67林班まで、69林班	1,878
藤里町	藤里町水源森林地域	藤里町 1 林班、4 林班、6 林班、15林班から17林班まで、23林班、33林班、47林班から48林班まで、53林班から64林班まで、77林班、79林班、92林班	1,995
男鹿市	男鹿市(男鹿地区) 水源森林地域	男鹿市6林班、16林班、42林班から43林班まで、47林班、75林班、80林班から82林班まで、84林班から85林班まで、87林班、104林班、107林班、117林班から118林班まで、120林班、132林班から133林班まで、146林班から147林班まで	1,516
	男鹿市(若美地区) 水源森林地域	若美町1林班	8
潟上市	潟上市(昭和地区) 水源森林地域	昭和町 2 林班、5 林班、13林班、22林班、25林班	334

市 町 村	名 称	指 定 の 区 域	指定面積 (ha)
五城目町	五城目町水源森林 地域	五城目町 5 林班から 6 林班まで、11林班、21林班、 37林班から39林班まで、43林班、78林班、80林班、 82林班	1,062